

# 10月1日市制施行 46周年記念式典

## 市功労者を表彰

### ルネこだいらにて

10月1日午前10時から、ルネこだいら大ホールで市制施行46周年記念式典を行い、市政への功労者の表彰および協力者へ感謝状を贈呈します。表彰状・感謝状を受けられる方は、次のとおりです(敬称略、50音順)。

- 自治功労者
  - 飯田幸一、大塚倫治、岡田忠久、小川潔、鎌奥サダ子、川上正俊、川崎孝子、熊谷清、小林智恵子、佐藤
- 保健衛生功労者
  - 近藤甲斐夫、中山光三、松井正紀
- 社会福祉功労者
  - 小野みどり、久下幸廣、

- 熊田五郎、宮崎照夫
- 教育功労者
  - 市邊範子、久下幸廣、窪田尚巳、田中美恵子、細木祐子、安江眞、吉田昭
- 地域功労者
  - 赤司博、飯泉恵子、石橋弘、井田洋子、稲船準一、今関弘明、入江京子、植松美代子、大木孝、大木勲、小川節子、片野貴美子、河合雅子、川田學、木村松子、清田泰臣、小柴常雄、小島恵美子、斎藤信行、鹿内久仁子、重田旺子、嶋田喜一、杉谷英男、鈴木加子、高柳博之、武田ツエ子、田中定雄、塚本秀行、土屋高志、長崎静江、中澤トシ、長澤廣志、中嶋武子、中嶋マツイ、中村登紀夫、中村ミサ子、南原亨、濱田勝子、樋口義一、福原信二、古澤道江、三橋泰、山中貞子、幸

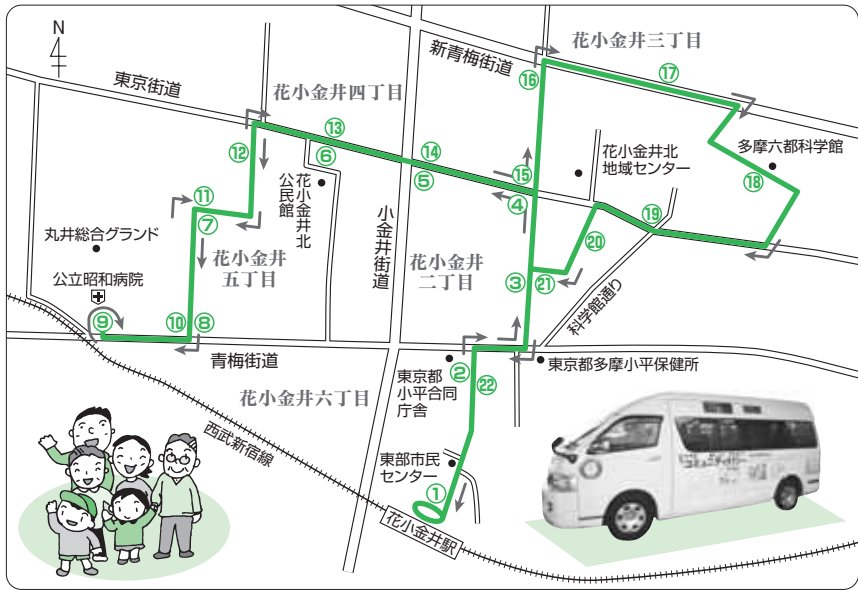
- 野静雄、吉本まゆみ、若宮香久姚
- 寄附者
  - ㈱アイティープラス、インターネット㈱、内野三三、工ム東京、野中幸男、平安院
- 消防団員
  - 石川政則、磯野康祐、小田知生、小野秀弥、野中幸司、人見栄、宮崎浩司、柳宗久
- 地域交流功労者
  - 安藤春雄、高橋通、望月公二

- 乙川政子、亀山順一、小池速史、佐川英雄、清水有香、霜出貞男、下條隆久、鈴木和彦、関根商店、高橋和栄、鳥取美、鍋田典江、波田美智子、花ふれんど、平山酒店、ファミリードラッグこだいら、宮奈彰男、むらのや、望月純子、渡邊修一
- 保健衛生協力者
  - 青木陽一、井上玄、白木真実、辻千秋、鳥居治文、中澤俊哉、仲谷善彰、廣野功男、本保好章、三田茂、山田俊子
- 社会福祉協力者
  - 今道子、馬屋原邦博、梅田トシ子、大海信子、小川敦子、加藤耕、川里やすみ、齋藤治、清家巖、立川裕子、本橋いつ美、森田一

- 芳、吉田榮作
- 教育協力者
  - 大塚充、勝沢恒子、田中美恵子
- 寄附者
  - 青梅信用金庫、鹿島建設㈱、小平市建設業協会、小平市上下水道工事店会、小平第五小学校PTA、小平第五小学校創立50周年行事実行委員会、小平第二中学校PTA、小平電設協会、小平図書館友の会、斎藤照雄、鈴木孝昌、せいぶ通り商店会、㈱全国建設研修センター、東京コカ・コーラボトリング㈱、㈱東村山法人会、㈱プリヂストン東京工場、堀川慶子ダンススクールフレンドシップ、三菱電機ヘルテックノサービス㈱

# 花小金井地域 コミュニティタクシー 実証実験運行開始

コミュニティタクシー(コミタク)は、大沼町地域の実証実験運行を9月で終了し、10月から6か月間の予定で、花小金井地域の実証実験運行を行います。運行の開始にあたり、式典を行います。



◆花小金井地域コミュニティタクシー実証実験  
運行期間 10月6日(月)  
運行時間 午前8時30分～午後5時(18便)  
運賃 100円(未就学児は無料)  
運行車両 10人乗りワンボックスカー  
システム 停留所を設け、時刻表により運行する乗合の交通サービス  
※運行ルートなど、詳しくはお問い合わせください。  
問合せ 都市開発部公共交通担当 ☎042(346)9814

◆10月 教育委員会定例会  
とき 10月24日(金)  
午後2時から  
ところ 市役所5階505とこ  
傍聴定員 20人  
傍聴申込み 当日、会場へ(先着順)  
問合せ 教育庶務課 ☎042(346)9568

◆10月 教育委員会定例会  
とき 10月24日(金)  
午後2時から  
ところ 市役所5階505とこ  
傍聴定員 20人  
傍聴申込み 当日、会場へ(先着順)  
問合せ 教育庶務課 ☎042(346)9568

# 住民税 平成21年度の 改正点

主な改正点は次のとおりです。

## 寄附金税制の改正

◆控除対象となる寄附金が増えます  
住民税の寄附金控除の対象に、都道府県と市区町村が条例で定めるものが追加されます(図1)。

◆地方公共団体への寄附金が変わります  
ふるさとに貢献したいという納税者の思いを生かすことができるよう、都道府県、市区町村に対する寄附金税制が拡充されます(図2)。

図1 控除対象となる寄附金の拡充

	現行	改正後
対象寄附金	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県または市区町村に対する寄附金</li> <li>住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金</li> <li>住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金</li> </ul>	現行の対象寄附金に、都道府県または市区町村が条例により指定した寄附金を追加  小平市では、所得税の控除対象となるもののうち、市内に事務所または事業所を有する法人など(社会福祉法人・学校法人など)に対する寄附金が対象となります(国に対する寄附金および政党などに対する政治活動に関する寄附金を除く)
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄附金×税率(10%)の軽減効果	道府県民税 4% 市町村民税 6%
控除対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%
適用下限額	10万円	5千円

図2 地方公共団体に対する寄附金税制の拡充

	現行	改正後
寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲	都道府県または市区町村	都道府県または市区町村
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄附金×税率(10%)の軽減効果	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 <b>〈税額控除額の計算方法〉</b> ①と②の合計額を税額控除 ① 地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) × 10% ② 地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) × (90% - 寄附者に適用される所得税の限界税率 - 0~40%) ②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度
控除対象限度額	総所得金額等の25%(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)	総所得金額等の30%(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
適用下限額	10万円	5千円

年金からの特別徴収を開始  
平成21年10月から、介護

市制施行50周年に向けて  
市史編さんスタート  
平成24年に市制施行50周年を迎えるにあたり、記念事業として市史編さんを進めていきます。  
小平の歴史を明らかにし、魅力ある郷土を後世に伝え、これからも住み・働き・学び・訪れたいまちとしての魅力づくりに努めることを基本的な理念としていきます。  
◆第1回 市史編さん委員会  
とき 10月18日(土)  
午後2時から  
ところ 中央図書館2階会議室

夜間納税窓口  
10月27日(月)に開設  
日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。  
問合せ 収納課 ☎042(346)9527  
午後5時~8時 95288  
問合せ 企画政策部市史編さん担当 ☎042(341)1211内線2170  
傍聴申込み 当日、会場へ(先着順)

# 今月の税 10月

4期  
※納付は、10月31日(金)の納期限までにご利用いただけます。  
※便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。  
◆市民税・都民税の普通徴収(第3期)  
◆国民健康保険税(第